

# 「スポーツクラブ21ひょうご」運営等基金設置要綱

## （設 置）

第1条 地域スポーツ活動支援事業西宮市「スポーツクラブ21ひょうご」運営等基金管理事務局は、兵庫県教育委員会補助金交付要綱に基づき、原則として西宮市内各小学校区に設置する地域スポーツクラブの拠点整備、運営の資金に充てるため、「スポーツクラブ21ひょうご」運営等基金（以下「基金」という。）を積み立てるものとする。

## （積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 兵庫県教育委員会補助金交付要綱に基づき、県から交付された補助金の範囲内の額
- (2) 基金から生ずる収入（運用利息）

2 その他基金に追加して積み立てる必要があると運営等基金管理事務局が認めたもの

## （管 理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実な方法により保管するものとする。

## （処 分）

第4条 基金は、西宮市内校区の地域スポーツクラブの拠点整備及び運営の財源に充てる場合にかぎり処分することができる。

2 前項の経費の財源に充てることのできる額は、第2条第1項、第2項により積み立てられる額（以下「積立額」という。）及び当該積立額から生ずる収入額の範囲内とする。

## （補 則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、運営等基金管理事務局において細則をもって定めることができる。

### 付 則

この要綱は、平成12年11月21日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。